

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1305号)

平成27年8月27日

横情審答申第1305号

平成27年8月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成26年12月9日鶴土第1757号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成20年度鶴見区内遊水池維持管理委託の支出命令書等」の非開示決定
に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成20年度鶴見区内遊水池維持管理委託の支出命令書等」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成20年度鶴見区内遊水池維持管理委託の支出命令書等」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年9月24日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本市の行政文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「行政文書管理規則」という。）第10条第2項に規定する基準に従い保存期間による分類をする。また、行政文書は同条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表により、分類し、保存している。

なお、行政文書分類表の適用対象についてであるが、年度ごとに制定する行政文書分類表は、当該年度に作成し、又は取得した行政文書に対して適用するものであり、新たに制定した行政文書分類表は、保存中の文書の保存期間には影響しない。

- (2) 本件申立文書は、鶴見区内にある遊水池の維持管理について平成20年度の委託契約に伴い、同年度に作成した支出命令書であり、平成20年度の行政文書分類表（共通）の支出命令書2に該当し、保存期間は3年としていた。

したがって、本件申立文書は、平成20年度に作成したが、保存期間の経過により平成24年度に廃棄しており、保有していないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 申立人は、鶴見区内の特定の水路において平成21年夏ごろにフェンスが設置された件につき、鶴見土木事務所に何回も確認を行った。鶴見土木事務所からは横浜市の工事ではないとの説明を受けていたが、平成26年に改めて請求したところ、平成20年度鶴見区内遊水池維持管理委託契約（以下「本件委託契約」という。）による工事とのことで関係資料が提示された。しかし、その内容に不備、誤りがあったため概算契約内訳書等の開示請求を行った。また、本件委託契約は、概算契約、部分払い（2回）になっており、平成21年4月以降の支払いの可能性があることから、支払いの記録について本件請求を行った。
- (3) 行政文書分類表では支出命令書の保存期間は5年であり、当該文書の保存期間が3年であるという実施機関の説明は誤りである。なお、本件委託契約は概算契約であり、精算手続経過から、支出命令書等の保存期間は経過していないと思われる。
- (4) 行政文書分類表は年度ごとのものであり、年度により内容が変更になることは、異議申立書提出後に知った。横浜市ホームページの例規集から閲覧できればよいと思う。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、鶴見区内にある遊水池の維持管理について、平成20年度の委託契約に伴い、実施機関が作成した支出命令書等である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書については平成20年度に作成した文書であり、保存期間3年の経過により廃棄済みであると説明している。一方、申立人は、行政文書分類表では支出命令書の保存期間は5年であり、平成21年4月以降に本件委託契約に係る支払いが行われていれば、本件申立文書の保存期間は経過していないはずであると主張している。

イ そこで、当審査会では本件委託契約に係る支出手続について実施機関に確認したところ、非開示理由説明書では本件申立文書は平成20年度の行政文書分類表（共通）の支出命令書2に該当すると記載していたが、実際には、本件委託契約は平成20年度中に契約を締結し、履行され、支出手続自体は平成21年度になされたものであり、本件申立文書も平成21年度に作成していたとの説明があった。

これら実施機関の説明に不自然な点はなく、当審査会では本件申立文書が平成

21年度に作成された行政文書であるという前提の下、本件申立文書の存否について、以下判断する。

ウ 行政文書管理規則第10条第1項では、行政文書は、課等ごとに保存期間別に分類することと規定している。また、横浜市行政文書管理規則の一部改正及び横浜市行政文書取扱規程の全部改正について（平成17年3月1日総法第195号総務局長通知）では、行政文書分類表の適用に当たって留意することを示しており、行政文書分類表の適用対象について、「行政文書分類表は、年度ごとに制定するものであり、当該年度に作成し、又は取得した行政文書に対し適用するものであること。このため、新たに制定した行政文書分類表は、保存中の文書の保存期間には影響しないこと。」と規定している。

エ 当審査会において実施機関における平成21年度の行政文書分類表を見分したところ、支出に関する文書分類として「支出命令書1（保存期間5年）」、「支出命令書2（保存期間3年）」及び「支出命令書3（保存期間2年）」の3つの分類があることを確認した。

これら3つの分類のうち、どの分類に当たるかは支出科目ごとに指定されている。平成21年度の行政文書分類表では、「支出命令書2（保存期間3年）」に分類するものとして、委託料及び工事請負費を掲げており、支出科目が委託料である本件申立文書については、保存期間3年の支出命令書2に分類されたものと認められる。

オ したがって、平成21年度に作成された保存期間3年の行政文書は平成25年度に廃棄されていることから、実施機関の、本件請求がなされた平成26年度時点において、実施機関が本件申立文書を保有していないという説明は是認できる。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年12月9日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年12月15日 (第179回第三部会) 平成27年1月8日 (第261回第一部会) 平成27年1月9日 (第263回第二部会)	・諮問の報告
平成27年1月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年5月21日 (第184回第三部会)	・審議
平成27年6月18日 (第185回第三部会)	・審議
平成27年7月23日 (第186回第三部会)	・審議